

## ＜ふるさと納税について＞

○平成31年2月26日（火） 衆・総務委員会

（石田総務大臣）

（略）ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体への感謝の気持ちを伝えることや、税の使い道を自分の意思で決めることを実現するため、個人住民税の一部を実質的に地方団体間で移転させるものでございまして、結果として、個人住民税が減収となる地方団体も生じるものであるため、都市と地方それぞれの団体が制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度であると考えております。

したがって、ふるさと納税制度は、趣旨に反して、過度な返礼品や過度な宣伝・広報によって、寄附金の受入額の多寡を競い合うための制度ではなく、そのような趣旨で申し上げたものでございます。

各地方団体におきましては、制度の趣旨を踏まえながら、ふるさと納税を通じて得られた資金を有効に活用して、地場産業の振興や雇用の創出、あるいは地域課題を解決するためのプロジェクト等に取り組むことを通じて、地域経済の活性化を図り、地方創生に貢献することを期待するものであります。

（略）

（足立康史議員）

（略）それで、繰り返しになりますが、今大臣が地域活性化に役に立っているとおっしゃいました。でも、大臣、何度も私にご答弁されているこのふるさと納税の趣旨の中に地域活性化入ってますか。何回も大臣、私にご答弁いただいてますけどいつも2つあると。1つはふるさとへの感謝の気持ちを伝えること、もう一つの趣旨は税の使い道を自分の意思で決めること。これいずれの趣旨にも返礼品いらんないじゃないですか。だからやっぱり趣旨を今回もしこういう制度でもう一回再出発するというのであれば、地域活性、私はそれを景気対策と言ってます、消費拡大策と言ってます、景気拡大策と言ってます、それは私の表現です。大臣は地域活性化とおっしゃいました。そういう趣旨を大臣も認めてらっしゃるのであれば、正式にそれ認めてくださいよ。その健全の中に入れて欲しいんですよ。どうですか。

（石田総務大臣）

その健全化というためにですね、今まで2人の総務大臣が皆さん全国

的なある程度なご意見を聞く中でですね、こういう範囲ではということ  
で通知を出されたということでありまして、それがですね、まあ3割以  
下とかですねあるいは地場産品に限ってはどうかとか、そういうような  
ことが今まで議論されてきたわけでありましてけれども、それについてご  
同意をいただいた団体も多数あるわけでありましてけれども、そうでな  
い団体もあるということ中で、今回ですね新たな制度を作ろうというこ  
とで今検討させていただいているところでございます。

## ○平成31年3月1日（金） 衆・総務委員会

（石田総務大臣）

今回の改正法案においてですね、初めてふるさと納税の返礼品を法律  
に位置づけることとしているのは事実でございまして、「返礼品を提供  
する場合には、」と限定して、その場合における一定のルールを定めて  
いるものであって、全ての地方団体が返礼品を提供することを前提とし  
た制度に改変しようとしているものではございません。

現に、市町村の首長の中には、ふるさと納税の趣旨を重んじて、返礼  
品は送付しないという方もいらっしゃいますし、自然災害が発生した際  
におけるふるさと納税を通じた災害支援として、返礼品がなくとも、国  
民の皆様から温かいご支援が寄せられているものもあるわけでありま  
す。

また、この制度は、結果として、個人住民税が減収となる地方団体も  
生じるものであり、都市と地方それぞれの団体が制度の趣旨を踏まえた  
対応をすることで成り立つ制度であることから、地方団体がそれぞれ集  
められるだけ集めることを推奨しているものではございません。

こうしたことを踏まえれば、やはり、ふるさと納税の趣旨として、  
「景気対策」や「消費拡大策」を位置付けるのはなじまないと考えてい  
るところでございまして。

しかし、その一方で、今回の法改正によって設けられる一定のルール  
の下において、地方団体が創意工夫し、ふるさと納税を通じて得られた  
資金を有効に活用して、地場産業の振興や雇用の創出等、地域経済の活  
性化に取り組んでいただくことは重要なことでもありますし、現実にそう  
いう動きがあるわけでありまして。

ふるさと納税については、廃止すべきといったご意見や、もっと拡大  
すべきといった意見、また委員のような意見等、様々な意見があること  
を承知をいたしておりますけれども、国民の皆様のご理解をいただける  
ような一定のルールを決めさせていただき、その中で、この制度を健全  
に発展させていきたいと思っております。